不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　今井安都子

住所　東京都杉並区荻窪二丁目三九番七号

二　供託年月日　昭和二十六年七月十日

三　供託所　東京法務局

四　供託番号　令和八年度金第二三三九六号

五　供託金額　一一〇、八八〇、一二六円

六　裁判所　東京家庭裁判所

七　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

事件番号　令和五年（家）第七〇六九四号

令和八年十月一日

事務所　東京都千代田区永田町二一一四一二

法律事務所　ビル四一四区　赤坂山王総合

不在者財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

一　令和八年十月一日

二　墳墓等所在地　大阪府枚方市北中振三一一九

三　墳墓等の名称　出口財産区墓地

四　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

五　改葬を行おうとする者　大阪府枚方市出口一九一五　出口財産区墓地管理委員会　委員長　森下　静雄

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年10月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社みらい旅くらぶ　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－327号　④株式会社みらい旅くらぶ　宮城県仙台市若林区鶴代町６番３号　代表取締役　高谷直嗣　⑤本社営業所　宮城県仙台市若林区鶴代町６番３号　⑥平成20年８月13日　⑧令和８年８月26日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県仙台市若林区鶴代町６番３号　株式会社みらい旅くらぶ　代表取締役　高谷直嗣

Ｃ　①ジェー・シー・ティー日本国際商旅株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6147号　④ジェー・シー・ティー日本国際商旅株式会社　東京都中央区日本橋人形町一丁目７－７笠原ビルディング４階　代表取締役　青木雅子　⑤本店　東京都中央区日本橋人形町一丁目７－７笠原ビルディング４階　⑥平成21年３月19日　⑨令和８年９月８日　⑩750万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区日本橋人形町一丁目７－７笠原ビルディング４階　ジェー・シー・ティー日本国際商旅株式会社　代表取締役　青木雅子

Ｂ　①Ｎａｉｍａ　Ｔｒａｖｅｌ　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３－246号　④犬飼直美　岐阜県大垣市室村町２丁目74番地４　⑤Ｎａｉｍａ　Ｔｒａｖｅｌ　岐阜県大垣市室村町２丁目76番地１　⑥平成14年１月７日　⑧令和８年７月31日　⑩300万円　⑪岐阜県知事　⑫岐阜県大垣市室村町２丁目74番地４　犬飼直美

Ｂ　①株式会社キッズ　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1330号　④株式会社キッズ　名古屋市中区富士見町14番15号　服部園女（代表清算人）⑤本社営業所　名古屋市中区富士見町14番15号　⑥平成24年４月５日　⑧令和８年９月３日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市中区富士見町14番15号　株式会社キッズ　服部園女（代表清算人）

Ｂ　①株式会社藤越旅行　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－725号　④株式会社藤越旅行　兵庫県神戸市兵庫区湊山町21－18－２　代表取締役　李知里　⑤株式会社藤越旅行　兵庫県神戸市兵庫区湊山町21－18－２　⑥平成28年４月28日　⑧令和８年５月22日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県神戸市兵庫区湊山町21－18－２　株式会社藤越旅行　代表取締役　李知里

Ｂ　①株式会社プライムアシスタンス　②第３種旅行業　③鹿児島県知事登録旅行業第３－272号　④株式会社プライムアシスタンス　東京都中野区本町１丁目32番２号　代表取締役社長執行役員　大倉岳　⑤鹿児島センター　鹿児島県鹿児島市中央町11番地　⑥令和元年12月９日　⑧令和６年12月８日　⑩300万円　⑪鹿児島県知事　⑫東京都中野区本町１丁目32番２号　株式会社プライムアシスタンス　代表取締役社長執行役員　大倉岳

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年10月１日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。